

第10日目(6月23日)

議長(駒形正博君) 延会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただ今の出席議員数は42名であります。これから本日の会議を開きます。なお、井上忠夫君、入院のため欠席。貝瀬厚一君、通院のため2時30分まで遅刻。井口助役、公務出張のため欠席。青木総合市民課分室長、公務出張のため欠席。荒井農林課長、公務出張のため欠席。中田分室長代理出席しております。山田環境課長、入院のため欠席であります。以上の届出が出ておりますので、これを許します。

議長 なお、議案資料の並べ替えについて、局長。

議会事務局長 (説明を行なう。)

(午後1時00分)

議長 本日の日程は配布のとおりといたします。日程第1、一般質問を続行いたします。質問順位28番、議席番号28番・青木一夫君の質問を許します。

青木一夫君 2点ほど通告をしておきましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

1 市長の政治姿勢について

最初に市長の政治姿勢についてということで通告をしておきました。建設業者の事務所の前等に、後援会の看板が立っているが、問題はないのか。こういう内容でございます。今、県では足元の新潟市が官製談合ということで、公取の手入れを受け、建設業界はじめ大揺れに揺れております。しかもこれは長年にわたって幹部職員が次々とそのポストを継承しながら、その仲介をやってきたと。三役が関わったかどうかのところはわかりませんが、中にはベテラン市議の複数の皆さんが関わり合いを持っている、というような報道がなされておるわけです。これは20世紀ですか、古くて新しい問題。知事をはじめ、市町村長、いわゆる首長ですね。そして優秀な行政経験、評価をされる皆さんもわずかな贈収賄、あるいはそうしたことで失職、辞職を余儀なくされる。こういうことが枚挙にいとまがないほどあるわけでありまして。

南魚沼市の市長が直ちにそうだということではございませんけれども、とにかく建設業者との関わり合いというのは十分注意を払っていかないと、やっぱり市民の信頼を損なうことになるのではないかなと、こんなふうに考えております。また、旧大和町では、内容は違いますが、やはり町長が辞職をされております。そうしたことからして、看板は速やかに撤去をし、個人の後援会として応援をしてもらうように改めるべきではないかなと。こんなふうに考えておりますので、市長の見解を伺います。

2 駐車場の拡張について

2番目に、駐車場の拡張ということで、出しておきましたが、前者の質問と答弁の中で、本庁舎建設検討委員会設置の中で考えていきたいと、こういう市長の答弁があったわけですが、やはり緊急を要するのではないかなと、こんなふうに考えております。まず朝は職員が来て車を停めます。それから議員も来る。あるいは業者の方も来る。そうす

ると一般の市民の方が、たまたま来ても自分はどこへ車を停めればいいのか、こういうことが多々あるかと思えます。また会議もしょっちゅうあるわけでございますので、それぞれが相乗りという時代ではない時代でありますので、それぞれが1台ずつ乗って来る。

こうしたことからして、やはり駐車場は早急に確保を図るべきだと、こう思うところあります。前者の質問にありましたけども、農協の倉庫の買収が直ぐできないとするなら、職員の駐車場だけでもどこか近くに借りるとか、何らかの対策を立てないと、やはり市民の皆さんに対してサービスの低下は否めない。こんなふうを考えておりますので、市長はどのように対応を考えておられるのか、お伺いをするところあります。以上です。

市長 青木議員の質問にお答えいたします。

1 市長の政治姿勢について

この政治姿勢ということですが、私の後援会、あるいは事務所看板が建設業者のところに2ヶ所だと思えます。私が覚えている限りではですね。川上建設さんと桐生工業さん。あともうひとつは大和地域では関健一郎さんが測量事務所、確か浦佐でやっている、そこにあったというふうに今のところは記憶しておりますが。

おっしゃったようにある意味で今、新潟市等で問題になっている部分を考えれば、そういうことかもわかりません。私は選挙の際にお願いをしたという経過がありまして、その後ずっとそのままということあります。私の気持ちの中に特別、何て言いますか、そういうことが批判をされるんだという認識はあまりありませんでした。普段そういう皆さんと入魂につきあっているわけでもありませんし、それは選挙の際はそういうことがありましたけれど。ですので特別そういうことを指摘をされる部分ではないというつもりでございましたが、議会の方で、やっぱりこういう公のところでもたそういう話が出たということになりますと、これは私も後援会の皆さんと相談をさせていただいて、撤去するのか、いやこのままでいいという話になるかちょっとわかりませんが、自分の気持ちとしては10月1日に塩沢町と合併いたします。次のことがどうかという意味ではなくて、塩沢の皆さんともまたそれぞれ後援会の関係もありますので、そのときに皆さんとお話をするのが一番いいのかなと。あまり目障りで皆さん方が疑惑を抱くようであれば、裏返しにでもしておくとか、撤去しておくとか、それはまた後援会の幹部の方と相談をさせていただきたいと思っておりますが、自分の気持ちの中にやましい点は全くございません。

2 駐車場の拡張について

2番目の駐車場の拡張についてでありますけれども、これはおっしゃったとおりでありまして、今年の冬、確定申告時期にああいう経験をしましたので、職員の駐車場確保とかという意味でなくて、庁舎建設をなるべく早くという部分でありますけれども。これとて1年やそこらでできるものじゃありませんので、その間の対応についてはよく考えさせていただいて、市民の皆さん方に不便をかけないような方法を講じたいというふうに考えておりますので、またよろしくお願いたします。

青木一夫君 1 市長の政治姿勢について

市長は何らそういうやましいところはないと。これは自分としては、個人としては理解をしますけれども、やはり看板がそこに堂々と出ているのは、いささかどうかなと、こう思いますので。できればやっぱり個人の住宅の前に置くとか、やっぱり事務所の前というのは避けるべきではないかなと、こう思いますので、もう一度見解をお伺いいたします。

2 駐車場の拡張について

それから2番目の駐車場なんですけれども、庁舎建設。複数の議員の皆さんから本庁舎の建設を急げと、こういう一般質問等もあるわけでございますけれども、自分としてはいささかちょっと考えが違っております。まず初代市長として、2町合併後誕生したわけで、そしてこの10月には塩沢町と合併をする。そして名実共に南魚沼が湯沢を残して一体になるわけでございますので、この貴方の市政を司るこの4年間というのは非常に、将来の南魚がどういうふうな発展をしていくか、どういうふうな姿で捉えていくかということは大切なこの4年間であろうと、自分としてはそう思っております。そしてまず職員同士の融和を図り、人事がスムーズにいくように、まず努めるべきではないかなと。

あるいはまたこの10月には議会の改選があるわけですので、そこで30名の議員が大和から塩沢まで誕生するわけです。ここによしんば、庁舎の建設問題を投げかけると、これはまだ人心いゆるスムーズにそれぞれがコミュニケーションがとれないうちに、こういった位置の問題で右か左か、こっちかあっちかというような問題を投げかけるべきではないのではないかなと。まずやはりこの4年間は貴方はじっくりとそうした面と、この新市の方向性をきちんとやっぱり見定めるような指針を出して、そしてそれから後でも庁舎の建設着手は遅くはないのではないかなというふうに自分は考えております。

またこの本庁舎の所在、建設地を変えるということになると、議会の3分の2の同意がなければ動かすことはできないということになっておりますので、その辺を考えると、いやこっち寄りだ、あっち寄りだというような議論は、極力やっぱり避けるべきではないかというふうに考えております。そういった意味からして、駐車場だけは何としても早期に拡張してもらいたい。そして建設位置がここになるのか、あるいはまた他になるのかは、別として検討委員会を設置するのは結構でございますけれども、あまり深く早急な議論というのはできるだけ避けてもらいたい、というふうに考えておりますけれども、その辺市長の見解をお伺いいたします。

市長 1 市長の政治姿勢について

前段の件であります、先ほど申し上げましたとおり、後援会の会長を含めた幹部の皆さんと相談をして、適当にという言い方は悪いですけども、皆さん方から、市民の皆さん方から誤解を招くようなと言いますか、そういう部分は避けなきゃならないと思っております。ここで私がどうもあの看板を、はい、どっちへやりますと言うわけにはいきませんので、相談をさせていただきたい。

2 駐車場の拡張について

後段の件であります、当然一番最初に手がけなきゃならないことは、旧3町の職員の皆

さん方の融和と。今、大和、六日町では非常に職員の皆さん方もそれぞれ頑張っていたいで、お互い大和庁舎、本庁舎という部分で入れ替えと言いますか、図っているわけでありませぬ。非常に今はうまくいっていると、融和も保たれていると、そういうふうには感じております。ここに塩沢さんがどう入って来るかということではありますが、当然そのことに心を砕かなければなりません。ただ、やはりもう一方では合併による行政改革の効果、これもやはり市民の皆さん方に約束をしてありますし、一番期待をされているところでもありますので。その効果をきちんと出すには、今の庁舎3体勢ではなかなかかたちがそうそう理解は。当面は我慢してもらったり、それでやらなければなりませんけども、長い間そういうかたちではとても市民の皆さん方のそれこそ期待に応えられない。

議会が10月に改選と言いますが、選挙になるわけでありませぬ。その新しい議員の皆さんが決まった後に、検討委員会を立ち上げるということでありませぬ。検討委員会を立ち上げるということは、早急にやれという話しになるのか、あるいは今、青木さんがおっしゃったようなことになるのか、このへんはまだわかりませぬ。私の気持ちそのものは検討委員会が立ち上がったときにお話申し上げたいと思ひますけれども、おっしゃるように、ここを動いて別の場所に行くということになれば3分の2であります。3分の2の同意が、議決があるということでありませぬ。3分の2以上。非常にそういう面では、ここを動くということは難しい問題も出てくるやもわかりませぬ。まだ私もどこにどうだということまで自分で考えて

考えはいろいろありますけれども、決めたとか、こういうことをお願いしたいということはその検討委員会に出す部分にはまだ至っておりませぬので、じっくりと考えさせていただきたいと思ひますが。私のこの今の任期のうちに建設が始まるかどうか、これも含めて全くわかりませぬが、私はできれば極力早くに体勢をひとつにきちっとしていきたいと思ひでありますので、またその辺もひとつご理解をいただきたいと思ひております。

青木一夫君 終わります。

議長 以上で28番、青木一夫君の質問を終ります。

次に質問順位29番、議席番号11番・牛木芳雄君の質問を許します。

牛木芳雄君 イネに遺伝子組み換えは必要ない

一般質問を行います。イネに遺伝子組み換えは必要ないということでありませぬ。これには昨日も議論がありました。昨日の議員は消費者の立場ということでありませぬし、私は生産者の立場ということで、質問をしてみたいと思ひます。大部分のところでは重複する部分が大変ありますけれども、端折りながら質問をしてみたいと思ひます。

上越市の独立行政法人、中央農業総合研究センターの北陸研究センターにおいて遺伝子組み換えイネの野外実験、田植えが行われました。このセンターは元の農林省の北陸農試であります。長岡には新潟農試がありませぬし、県内の農家の期待を担ってそれぞれの研究をされていた。こういう施設であります。そこで強行されたわけでありませぬ。その場に地域農家やあるいは消費者団体、そして農業団体等、合わせて9団体、約100人が抗議をするなか、田植えが強行されました。

そしてこの田植えの実施わずか3日前に、この日を公表したわけであります。突然の作業であったわけであります。今回の田植えは開花前に刈り取られるということ この間の質問でも表明があったわけでありますが、開花前に刈り取ると、こういう田植えであります。しかし今後もう1回、今度はメン実を目的にした田植えが行われる。多分近々行われるでしょう。こういう日程であります。

今、消費者は食の安全については非常に神経質になっているわけであります。ましては、遺伝子の組み換え食品、これについては拒否反応が非常に強いわけであります。そして主食たる米については、その比ではないわけです。消費者、いや国民全体とも言っていいでありましょうけれども、この遺伝子を組み替えた食品、この食品については安全だというふうに考えている人間は極少ない、少数派ではないかというふうに思っています。なぜならば、作物は長い時間をかけて、人間にとって有益でないものを取り除いて、それによって品種改良、あるいは栽培の要因、栄養、あるいは環境に対する適応性等々、いろいろな要素によって人間の評価に耐えうるものが残ってきたと、その歴史そのものであります。

ところがこの遺伝子を組み替えた作物については、そのものになかったものを、タンパクだそうでありますけれども、これを無理矢理に作らせることによって、眠っていた遺伝子が働き、人間に有害な物質を生産させる事態が起こるかも知れない。このように識者は言っておるところであります。これが食の安全性、これに対する大きな疑問であります。

そして環境面においても導入した遺伝子が、環境中に飛散をしたり、あるいは他の生物に悪い影響を及ぼす。このようなことが懸念をされているわけであります。これが遺伝子組み換え作物であります。

ご承知のように、今年から本県のコシヒカリ、これはコシヒカリB Lという新しい品種が一斉に導入をされました。イモチ病に強いコシヒカリであります。これは極一般的な交配によって品種改良を行い、一般的な手法でやった品種改良であります。連続戻し交配という方法でありますけれども、これを用いたわけであります。従来の育種の方法と何ら変わることはないわけでありますけれども、一部の消費者からはこれでさえ誤った誤解や認識が生まれ、指摘をされているところでもあります。

私もつい4、5日前でありましたけれども、市内で飲食業を営むある方から言われました。今年から新しいコシヒカリだそうだが、遺伝子組み換えで作ったのかと、こういう質問でありました。やはり消費者の皆さんはそういう誤った認識、誤った誤解をしている面があるんだなというふうに身近に感じたわけであります。

県ではこのコシヒカリB Lを導入するこの場合において、こういうことについて非常に神経を使っておりました。こういうことというのは、遺伝子の組み換え作物ではないということについてであります。非常に神経を使っていました。しかもやはりこういう誤解があるということでもあります。今年の秋の収穫後のコシヒカリの評価もまだ、この評価の検証もできていない今であります。このB L導入は、今後の新潟県のコシヒカリの生き残りを賭けた大きな決断であったわけであります。

こういった中で今回のこの研究センターの実験の強行でありました。しかも米どころ新潟県であります。今、近隣農家の方々はもちろんでありますけれども、農業者の中にはいわゆる風評被害等を心配している方もたくさんあるわけでありまして。これを心配している農業団体もあるわけでありまして。南魚沼市において、基幹作物であるこのイネ、これにも大きな関心を持たなければならないわけでありまして、私はこの実験には強く反対するものであります。市長もやはり強く抗議をしていただきたい。このように思いますけれども、市長の所見をお伺いいたします。終わります。

市長 イネに遺伝子組み換えは必要ない

牛木議員の質問にお答えいたします。岩野議員の質問にお答えいたしましたように、これは独立法人の北陸研究センター内の圃場だそうでありまして、遺伝子組み換えイネのこの屋外田植えが行われたということでありまして。これは私どもも非常に遺憾でありますし、安全、安心志向に配慮するため、今年からおっしゃったように、新潟県のコシヒカリは全てこのイモチ病に強いBLですか、に切り替えたという、こういう時期が非常にまたある意味では悪いところであります。今日、読売新聞でありましたが、週刊誌の見出しです。週刊新潮の見出しに「新潟コシヒカリが不味くなる？」と、こうあります。ただ、こっちにはまだ入っていませんので読んでいません。何を言おうとしているのかちょっとわかりませんが。そういうメディアが間違った部分を捉えてそうされますと、これは全国的にすぐ影響が出るということでありまして、非常にナーバスにならざるを得ないわけでありまして、そういう中で、というのは本当に私どもも非常に心外でありますし、遺憾であります。

この屋外実験につきましては、北海道では安全性や環境への影響等が十分検証されていないことから規制する条例を制定して、改善命令に従わない場合は知事が中止命令を出すこと。こういう条例を、北海道、道の条例として制定してあるそうでありまして。私ども新潟県といたしましても、これが今はもう行われてしまったわけでありまして、岩野議員にもお答えしましたように、また次、また次というようなことでなし崩し的に実験が行われぬよう、とにかくこの規制処置を、県にも申し上げます。またあそこの実験をしたところでどういふふう抗議をすればいいのか、ちょっと、これは担当の課で調べておいてもらいますが、一応何かの行動を取りたい。そして市長会等でもそういうきちんとした声をあげていきたいというふうにお考えしておりますので、よろしくお伺いいたします。

牛木芳雄君 イネに遺伝子組み換えは必要ない

ありがとうございました。昨日の岩野議員に対する答弁と、その域を出ないわけでありまして。しかし一歩踏み込んだなというふうを感じるわけでありまして、市長は遺憾であると、抗議をしたいと。こういう自ら抗議をしたいということですから、ぜひ、南魚沼市長井口一郎の名で、私はその研究センターに抗議文を送っていただきたい。お伺いいたします。

私はこの遺伝子組み換えというのは、種の壁を乗り越えて生命操作をすることだというふうな。これは誰でもそう思っているんであります。こういう生命の操作を人間がどこまでしていいかという、倫理的な問題があると思うんです。研究は30年ほど前から始まったそ

うであります、まだまだ今現在の私たちの人間では、この安全性が、私は確認されていないというふうに思っていますから、その安全性に疑問があるということでもあります。

今、市長会を通じて反対を言うということですが、先ほど申し上げましたように、市長は市長、自分でやっぱりこの研究センターに抗議文を送っていただくと同時に、この市長会でも積極的に取り上げてもらおうそうです。けれどもこの市長会というのはいつ頃開かれたり、あるいは年に何回くらい開かれたりして、どういうものなのか私はわかりません。例えばいろいろの県内各市の市長さんが寄り集まっているいろいろの議論をしたり、決議をするんだらうと思いますけれども、どういう場です、皆さんが取りまとまらなかったら大変だなと思うんですが、そこらあたりも含めて、その市長会での発言のタイミング等々もちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

今、B Lのコシヒカリの話が市長からありました。私も大変それを懸念しているわけがあります。その報道、やはりメディア、マスメディアの力というのは大変大きいわけでありまして、今日も残念ながら報道機関の皆さんが見えていないわけではありますが。先般の新聞報道では、津南町の議会が反対決議をしたとか、あるいは上越の市長が遺憾の意を表明したとか、こういうことでありました。私も、その記者クラブあると思うんですけども、やはり市長名できちんと抗議文を出していただきたい。JA関係でもJAの越後地方とか、あるいは長岡の組合長の皆さんは、反対をして、その反対の署名を自ら進んでしたというふうに、私たちの関係をする遺伝子組み換えに反対する連絡会のニュースにも出ているわけがあります。そういうことで、特にこの魚沼からのイニシアチブをとって、市長は積極的に動いていただきたい。見解をお聞かせいただきたいと思えます。

市長 イネに遺伝子組み換えは必要ない

市長会は大体年6回。隔月であります。臨時的なこともありますけれども。これは県の市長会です。その他に北陸信越の市長会が年2回。全国市長会は大体年1回。そういうかたちであります。そしてこの私が申し上げている市長会というのは、県の中の市長会でありまして、今度は7月20日だか21日。市長会にはその旨のお話を申し上げようと思っていますが、やはり統一行動をとる際、統一行動と言いますかこういう部分でどうしようという場合は、当然市長会の中で議論がありまして、今、牛木さんおっしゃったように、大多数の市長さんが、そういうことは必要ないということになれば、市長会としてのことでは出せません。ですので、そうならばいわゆる単独で何かやるかということではありますが。大体市長本人がほとんど出席をしています。今までは。どうしても都合のつかない部分は助役、あるいは欠席というのも1、2あったかもわかりませんが、ほとんどが本人、助役が出席しております。

ですので、市長会については、そういうかたちで事前に市長会の事務局の方に、その旨を話しをしておきますので、当日の議題として取り上げてもらおうと。他のところかも出るかもわかりませんが、それについては、私そのものではできれば、例えばこのセンターに抗議文を例えば送ってみても、全く誰も知らないわけがあります。ですから、本来であれば新聞記者、

いわゆるマスコミの皆さん方が、この議会でこういうことが出ると取り上げてもらうのが一番いいんです。議会も 議会もという言い方は悪いんですけども、議会の皆さんも、もしあれでしたらやっぱり反対決議をしていただくとかですね、そういう部分もやっぱり必要かと思うわけでありませう。

マスコミについては、私も一応今、月1の定例記者会見ということでやっておりますが、これもちょうど終わったばかりでありまして、この問題がわかる前に終わりました。ですのでどういった宣伝方法をとればいいのかわかりませうけれども、何とかマスコミにも取り上げてもらうようなかたちが出れば、これが一番効果があるということでありませうので、またその手立ても考えてみたいと思ひます。

J Aの皆さんとの協力関係はもちろんでありませうので、これも担当課を通じて、J Aの皆さん方が、今、どういった行動をしていらっしゃるのか、あるいは今後どうしていくのか、それらも併せて一緒に検討していきたいというふうには考えております。

議 長 以上で11番、牛木芳雄君の質問を終わります。

議 長 以上で一般質問を終わります。

(午後2時37分)

議 長 日程第2、平成17年請願第5号 義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願。日程第3、平成17年請願第6号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願。以上2件を一括議題といたします。総務文教委員長、牛木茂雄君の審議報告を求めます。

牛木総務教委員長 請願審査につきまして、報告を申し上げます。総務文教委員会は平成17年6月14日に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、報告を行います。審査の結果、採択とすべきもの。請願第5号 義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願、ならびに請願第6号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願につきましては、いずれも採択とすべきものと決定をいたしました。

議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議 長 請願第5号に対する討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。よって請願第5号に対する討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行ひます。平成17年請願第5号 義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願、本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって請願第5号は採択とすることに決定をいたしました。

議 長 請願第6号に対する討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成17年請願第6号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願、本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって平成17年請願第6号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

議長 日程第4、平成17年請願第7号 「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願を議題といたします。産業建設委員長、若井達男君の審査報告を求めます。

若井産業建設委員長 産業建設委員会の請願の審査報告を行います。

本委員会は平成17年6月14日に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、報告します。審査の結果、採択とすべきもの、平成17年 請願第7号、「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願。以上でございます。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

採決いたします。この採決は起立によって行います。平成17年 請願第7号 「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願。本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって平成17年、請願第7号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

議長 日程第5、第62号議案 南魚沼市個人情報保護条例の全部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牛木茂雄君 19条のことですが、この裁量的開示の規定を改めて作ったということなんですが、この部分をもう少し説明していただけないか。なかなか19条を読んでもすばっとわからない。どういうことに対して裁量的開示ができるのかどうかということをお尋ねしたいわけです。

総務課長 裁量的規定でございますが、これにつきましては、開示請求にかかる個人情報でございますが、本来であれば開示できない情報だと。そういうことであっても、個人の利益、それから権利等を保護するため、それから生命等にかかわるものであった場合につきましては、実施機関で裁量的に開示ができると、こんな内容でございます。

牛木茂雄君 具体的に言うとどういうことなのか。今までの話だと、この19条をそのまま読んだみたいな感じですので。これのどうも意味がわからないので、こういうときは大丈夫ですよ、開示できますよ、といわゆる裁量的な開示の意味を。というかどういう場合にできるのか、それがどうもわからないんです。

総務課長 例えば、行方不明者が発生したとか、それに関わる本来であれば個人情報の部分であってもその人を検索する意味では、どうしてもその情報が必要だという部分もあるかと思えます。また医療的治療行為とか、そういう部分のなかで、本来はその医療機関だけで押さえておく部分であっても、その生命等に関わる部分等につきましては開示ができると。そんないろいろなケースがあるかと思うんですが、簡単に言えば、開示することによって、その人が保護できる、権利を守れるというような、そういう状況の部分につきましては、開示ができるということでございます。

牛木茂雄君 わかりました。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第62号議案 南魚沼市個人情報保護条例の全部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第62号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第63号議案 市道の認定及び種別の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

種村俊夫君 事務的なことなんですが、路線番号のところMだとか、Iだとか、3ハイフンMとか、3ハイフンIだとか書いてある、そのM、Iというのはどういうあれなのかと思うのと、六日町は南魚沼市になっても小字制度をとっているんでしょうか。ここに字川原田とか、カヨウとか書いてありますが、小字制度とっていなければ大字欠之上138と

かそういう指示じゃないですか、今の行政の書き方の場合は。

それともう1点ですが、2.5メートルの幅員ですが、これは都市計画区域内であれば4メートル以上の道路、若しくは昭和29年以前でしょうか、42項道路ということで従前の道路ということであるんですが。2.5メートルの幅員のやつを市道に認定して、車のすれ違いなど、これから拡幅計画なんかあるんでしょうか。その3点をお伺いしたい。

建設課長　それでは第1点目の路線番号の3-Mの話でございますけれども、3というのは、市道の1種、2種、3種の意味でございます。1が第1種、2が第2種、3がその他という種別の区分けでございます。そのMとかIとかのことでございますけれども、Mは六日町地区の略でございます。Iは五十沢地区の略ということでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、幅員が2.5と、この道路の件でございますけれども、ここは現在、農道という扱いになっております。それで幅員が狭く、川窪の区から1級市道に通じるアクセスが悪い部分がありますので、ここで認定をさせていただいて、道路改良等を進めていきたい。「(「拡幅するんですか」の声あり) 拡幅をして進めていきたいということ考えています。

住所表示で市になってから、大字というのは省いてあると思いますけれども、土地の表示につきましては、小字は使っているというふうに理解しておりますので、このようなかたちで提案をさせていただいたということでございます。

種村俊夫君　小字表示。総務課長の方がいいようですね。大和では小字とか何かあっても、住所表示は大字を抜いて、南魚沼市例えば水尾何とか。昔は大字水尾字若宮とか何とか言ったけれど、もう大字水尾でいってるんです。住所表示みんなそうなんです。それで六日町はまだその小字制度残しているんですか。何ていうか条例だか何だかにずっと。皆小字のっかっていました。だけれども町の条例か何かでその大字しか多分載ってないはずで、小字制度とれないはずなんです。大和はですから小字表示は。細かい住所を見れば全部その水尾のなかだつて小字はあります。調べればありますよ。だけれども住所表示の場合は多分小字は使っていないはずなんです。正式文書とか何かだつて全部小字は使わないんですよ。それどうなっているんですか。

総務課長　正式の住所表示としては、登記簿に載っている住所表示が正式の住所表示ということでございますので、ただ便宜上載せないでやっている、載せない。小字につきましては、どうしても書かなければだめだという部分じゃないと思いますので。書類によれば、小字が入らなければだめの書類もあるかと思いますが、通常一般的な書類については大字だけで間に合っている部分もあるかと思いますが。便宜的に大和さんの方でもやっていたのではないかなという気はちょっとしますが、その辺はまだ詳しく調査しておりませんので、確定したところはちょっとわかりません。

種村俊夫君　法務局の書類で大和の場合は、大字のところまで終わってるんです。小字はもう載っていないんです。大和の場合はそうなっているんです。ところが農地なんか調べるときは、小字が入っている。だけれど番地は大字で通し番号ですから、小字はもう関係ないん

だよ。小字のところで番地をふってないんです。小字で1から10、次の小字でまた1から10じゃなくて、大字で番地がずっとふってあるものだから、小字はいらないんですよ。法務局もだから今、昔は大字表示であって、小字はもういらないんですが、こういうふうののっかってくるというのは、これは正式文書とかそういうのが全部こういうふうになっているのか。大和の方はなっていなかったと思うんですが。

総務課長 字につきまして、今ほど言われましたように、番号につきましては、大字でみんな順番をふってありますので、従来から便宜上小字は確かふってあったところが国調とかそういう作業が入ったところについては、その小字をはずしたところも確かあると思います。ですからどちらが正しい、その書類でなきゃだめだというのはちょっとないかと思いますが、従来から道路認定等につきましては、小字まで表示していたということでございます。

建設課長 この表示の問題でございますけれども、今、総務課長の方から話がありましたけれども、従来から小字までこういった表示をしていましたので、大字は省きますが、今回も従来にしたがってこの小字まで表示をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

総務課長 ちょっと付け加えさせていただきますが、登記上の小字につきましては、大和地区につきましては、廃止しているそうです。それで六日町地区につきましては小字がいきっているという状況で、廃止の時期はちょっとわかりませんが、そんな状況でございます。

岩野 松君 今のその川窪前田線のことなんですが、もうちょっと丁寧に説明いただきたいんですけれども。この現地の地図を見ますと、田んぼ一枚挟んで道ができるという感じなんですけれども、この途中、確かに農道になってます。欠之上の方から入るには、農道になってますが、この右の方へ曲がっている道に繋がっていて、そこから先は道がないんですけれども、その道を繋げてほしいという意味なんですか。

建設課長 そのとおりでございます。

駒形興一君 私の一般質問に若干関連しますので、質問させていただきます。これはおそらくこの地域の利便性等々で地元から要望があがってきたものと思われませんが、その経過を若干知らせていただきたいこと。それに今、地図上のことが出ましたが、こういう要望によって市道認定をしていくという作業が今まであったわけなんですけれども、私が一般質問のなかでちょっと指摘をさせてもらったように、非常に要望が多いんですね。大和地域でも単純に今現在で約100件の改良新設要望が出ているんです。それを具体的に予算化をしていくということは、これは膨大な作業がいるんです。膨大な予算と時間とすごいエネルギーがいるわけなんですけれども。

以前は交付税の参入基準によってかなり、何でも市道にしてしまえと、町道にしてしまえという時代がありました。もうそではないと。市道にしたからには管理責任が出てくるんです。したがってこれが合併によって偏っては困るんです。かなりこの要望のこれから取捨選択が大変な作業になってくると思います。

そういう意味で、それなりのこの2メートル50の幅員ということになりますと、最低そ

の他に4メートルにしなければならぬと。今では5メートルにするのが普通だと。将来の除雪まで考えると5メートルにしなければならぬと。用地買収から改良費ということになると、これは道路予算の大部分をくってしまうことになるんです。そういう意味でこの通常から言って、このそれがそれだけに値する道路なのなか、それがちょっと疑問なんです。その点について詳しくご説明をお願いします。

建設課長　　ちょっと説明が足りなくて申しわけありませんでした。この路線につきましては、1級市道に繋げるという計画でございますけれども、この川窪の集落内の道路が狭くて、特に冬季間の除雪が非常に困難だというようなこともあります。地域の皆さんからここをぜひ主要な市道に接続をしていただきたいと要望を受けて、認定をさせていただくという内容でございます。確かに今の幅員は2.5メートルでございますけれども、市道の認定をさせていただいて、その防災上の観点からも含めまして、市道の改良を行っていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議　　長　　ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議　　長　　採決いたします。第63号議案　市道の認定及び種別の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第63号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第7、発議案第8号　南魚沼市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議　　長　　お諮りいたします。議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は4人とし、大平修平君、牛木芳雄君、陽田功君、小杉與喜男君、以上の方々を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は4人とし、大平修平君、牛木芳雄君、陽田功君、小杉與喜男君、以上の方々を推薦することに決定をいたしました。

議　　長　　休憩をします。2時30分より再開をします。

(午後2時15分)

議　　長　　休憩を閉じて会議を再開します。

(午後2時30分)

議長 日程第8、発議第9号 義務教育費国庫負担制度の現行維持に関する意見書の提出について。 日程第9、発議第10号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める意見書の提出について。以上2件を一括議題といたします。事務局長より朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

片桐貞夫君 (説明を行う。)

議長 一括質疑を行います。

種村俊夫君 30人以下学級の件についてお伺いします。先ほど県の財政、都合で1年だけという話ですが、鳥取県はある手法を用いて30人学級を成功しました。それは片山知事の話です。どのようなことだったかおわかりでしょうか。そういうことを皆さんはするつもりがあるのかなのか、それをお伺いします。

片桐貞夫君 今ほどの質問については、新潟県は1～2年生を対象に30人以下学級を実施をしているという情報をもっていますけれども、今、言われたような内容については承知をしていません。

種村俊夫君 自治省出身で鳥取県知事の片山知事。今でもまだ多分中学生から高校生の4～5人子供がおられてやっているんですが、その方が自分の子供の子育てとか何かの経験から、県の職員の方々に給与の引き下げをお願いしました。ワークシェアリングをやって、それで30人学級をするために教職員の給与を確保いたしました。

ですから先ほど県の財政の都合でできないというのは、それは自分たちの片手落ちの都合であって、なぜこう私たちも我慢するので皆さん、こういうふうにお願ひできませんかと、私はそれを要望していただきたいと思うんです。それがなくて、ただ片側だけ、財務の都合で 財政は県だってもう債権団体に行こうかなというときに非常に厳しい。お互いのやはりフィフティフィフティの立場でやらなくちゃいけませんので、こういう片手落ちというか、そういうものに関しては私はいかがかなと思うんですが。富山県・・・いや鳥取県を見習う気があるのかなのか。組合の方々、そういう気はあるのかなのかちょっとお伺ひしたいんですが。

片桐貞夫君 今ほどの趣旨については了解をしましたが、ただ県が財政的に困るだけではなくて、今、30人以下学級をやっているのは、それぞれの地域の皆さんのなかで努力や工夫をしてやってるところも相当数あると、こういう情報も聞いております。したがってこれはやっぱり私は、少なくとも義務教育課程なのだから、国の責任でやるべきだと。こういうのが私の主張であります。ただこの趣旨のなかでは極力そういう方の努力をして欲しいということでもありますからその程度のことしか言いませんが、後日、関係の皆さんには今、話があった進んでるところの内容等を勉強しなさいということは、私の方から申し上げます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 発議第 9 号に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。発議第 9 号、義務教育費国庫負担制度の現行維持に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議 長 異議がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数ですので、発議第 9 号は原案のとおり可決されました。

議 長 発議第 10 号に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。発議第 10 号、30 人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

異議がありますので、発議第 10 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数ですので、発議第 10 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 10、発議第 11 号 「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める」意見書の提出について。日程第 11、発議第 12 号 遺伝子組換えイネの栽培実験の中止を求める意見書の提出について。以上 2 件を一括議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議 長 本案について提出者の説明を求めます。

上村 守君 (説明を行う。)

議 長 一括質疑を行います。

若井達男君 提出者に 1 点伺います。発議第 12 号についてですが、この遺伝子組換えイネの栽培実験の中止を求めるということで、今ほど説明いただきましたように確かに本議会でも 2 名の議員の方が、これを生産者、若しくは消費者の立場で、というような観点から質問されていました。それはそれでいいんですが聞くとところによりますと、この意見書の提

出については一昨日の議運で確かに取り扱いをしまして、今日ここにあがってきたということですが、この議会前に一度、こういうものを事務局の方に出されたんじゃないんですか。その1点どうですか。

上村 守君 遺伝子の組換えについては、消費者団体から中止を求める意見書を私は預かりました。しかし事務局には提出をしておりません。私ども会派のなかでこういうものを取り扱わなければならないなという話で、会派の皆さんには配布をしたんですけども、そのコピーが事務局に残っていたかどうかは定かではございませんが。その時点で今日の議論のなかでもありましたが、実験の田植えが終わっていたものだから、この議会では田植えの中止を求める中身だったものですから、これはこの次の議会にまわした方がいいだろうということで、会派では取り上げなかったんです。しかし先ほど言いましたように、今議会のなかに一般質問者が出る、あるいはそういうなかで我がこのコシヒカリの産地として、きちんと対応すべきだというなかで改めて出させていただいた、というのが経過でございます。

若井達男君 わかりましたが。そうすると提出者はやはりこれはそういうその時点とは極めて今は状況が変わってきて、緊急性が高い、あるということで今回の取り扱いになったというふうに解釈しておけばよろしいわけですね。それによって立つか座るかがありますので。

上村 守君 若井議員のおっしゃるとおり、緊急性に着目をして今回提出をさせていただきました。

駒形興一君 お二方の一般質問で大体内容は理解できたつもりなんですけど、肝心なこの遺伝子組換えによってどういうイネを作ろうとしているのか。どういう性質のイネを作ろうとしているのか。これは目的によってやっぱり違ってくると思うんです。これからの食糧の関係で、我々に必要なものは必要なんです。しかし、あまりにも消費者迎合と言いますか、実際生産現場では我々も私も農業ですのであれですけども、例えば八色すいかなんてもう45日から除草剤一切使えないんです。周りの畦まで使えない。まさに生産者いじめの一面があるんです。

確かに風評被害、もろもろのことを考えると私はこれ反対ではありません。しかし、片方だけ見て、あるいは報道機関、あまりにもびくびくするくらいがある。正しいことは正しいと。まして我々は仮にも議会ですから、そうした裏表をよく調整をしながら意見書としてあげるのであればあげなければならない。ただ、びくびくして、風評被害だけ気にして、本当のことを目的を忘れてしまう。それは困る。そういう意味から、どういう目的の実験なのかということを知りたいんです。

上村 守君 今の段階で、その細かい内容というのは公表されてないんです。だからそういうことを含めて、今、駒形さんが言われたようなことを含めて、まだきちんとした説明もされないところでやられたものだから、不安が多いですよと、いうことで提出をさせてもらったんです。病害虫に強いのか、除草剤に強いのか、そういう部分も厳密に明らかにはなっていません。私はそういうことを明らかにしなさいという運動を今、しているわけです。

駒形興一君 何回も言いますけれども、趣旨に反対ではありません。しかし、出ない化け物を怖がった意見書だということを言わざるを得ない、ということなんです。だから市長はちゃんとした市長会に通すというようなお話ですが、これはあくまでも、我々の米を守るために、立場としてやらなければならない。しかし、我々は何を実験するんだと、それをわかってやっぱり意見書としてまとめなければならないと。これを言いたいわけですよ。今後さらにBSEと同じで、この次にまた出さなければならない場面が来るかもわからない。そういうときに、意見書を出していればそれでいいというものじゃないので、今後、どういう目的でこの実験がやられているのかということを明確に調査をしながら、必要な場合にはさらに意見書を提出するというかたちにしていただきたい。ということ要望して終わります。

森山幸子君 今の駒形議員さんに関連をしまして、もう1点だけ私はこの北陸研究センターでこの実験をしなければならない、ここの場所で、というその意味がよくわかりませんので、公表されてないのかどうかわかりませんが、そこら辺のしっかりしたあれはわかりますでしょうか。

上村 守君 私もわかりません。なぜ市長の方から上越市との関係だとかみたいな話が若干されたように記憶はしていますが、私もなぜなのかわかりません。森山さんに答えることはできません。なぜなのか未だに私もよくわかりません。

議長 ほかに。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議長 発議第11号に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第11号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 異議がありますので、本案は起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 発議第12号に対する討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

討論がありますので、原案に反対者の意見、発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

牛木芳雄君 発議第12号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。ただ今、提出者に対する質疑のなかで、どういう目的でこの実験をするのかというふうな質問がありました。この実験は、センターはこう言っているんです。「病気に強いイネを作る」こういうことだと。これはいもち病と白葉枯病に強いイネを作ると。まず遺伝子組換えというのはどういうことかというのを、やはり肝に命じて考えてみる必要あると思うんです。これは私は先の一般質問でも申し上げましたように、生命の誕生、あるいはそういう営みに対して、人間がどこまで手を突っ込んでやることができるか。私は倫理的に問題があると思うんです。

それで、まだこの遺伝子組換えの技術は確立されていません。それで国民全体から、あるいは消費者から非常に安全性に対する不安が大きい。私はこれが一番、あるいは環境に対する負荷が大きいというふうな考えられます。ただこのイネは、コシヒカリ系の「どんとこい」という品種にカラシナの遺伝子を組み込む、こういうことだそうです。いもち病に強いのであれば、今の技術で例えばBL、コシヒカリBLが今年出ましたけれども、こういう皆さんに信頼をされた育種方法で今、できるわけありますから、そういう危険を冒しながら遺伝子組換えをする必要は全くない。私はこのように考えているわけあります。全員の議員各位からご賛成いただきたい。このように思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第12号 遺伝子組換えイネの栽培実験の中止を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、発議第13号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

井上智明君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中俣 誠君 ちょっと私なりに理解ができない点がございまして、教えていただきたいと思います。提出者は請願第5号と発議第9号。これには私が見ていると起立しないで、どうも反対だったように見受けました。義務教育費の国庫負担制度を堅持しろという意見書が出ていて、そっちには反対する。反対するのは個人ですので、賛成しようが反対しようがお好きなわけですので私は斟酌しませんが。地方公共六団体のこれは国の示したものと、それから地方公共六団体としては答申みたいなかたちでまとめたけれども 私も勉強不足でわかりませんが報道なんか見ていると 全国自知事会はかなりもめた。その知事会の次の

日、私は佐賀県知事さんから直接2時間ほど講演を聴いて、その後お酒を懇親会で1時間半くらい、最後まで皆さんと談笑している会に出ていたんですけれども。そういう情報とかいろいろ聞いていると、義務教育費に関してはついに意見がまとまらないで、一応答申はするけれども意見をかなりつけて出したと。ほとんどの知事が 大半の知事というような言い方をそのときしましたけれども、調べればわかると思うんですが 義務教育費だけは別ですよ。特に石原知事なんか声を大にして言っていたというような話を聞いたんですが。その辺をこう見ると、地方公共六団体の方もこれから出そうという意見書には、2番で生活保護費負担金及び義務教育費云々とかこう謳ってあるわけです。提出者からちょっとその辺を私にわかり易く教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

井上智明君 知事会が意見が分かれたということを私も若干知っています。ただ、何名の知事が反対で何名の知事が賛成かということは存じていません。残念ながら私も調べておりません。そのことについて今ほど質問者が言われたように、付議をして、こういう意見があったということで付議をして提出されたということであります。ただ、私がここで出させていただいたのは、地方六団体ということで、知事会議だけではないわけです。我々市議もあるし、それから町村もあるということのなかで、この意見書が出てきたというふうに私は理解をしております。

大事な部分として、私はここへちょっとメモしておいたんですけれども、若干朗読させていただきます。明治維新以来、初めて国と地方が政策協議に関して同じテーブルにつく。これは明治以来なかったことなんだそうです。その協議の場で改革推進のうえで重要な役割を果たすことから、定期的に開催し、制度化する。そして地方の意見を集約して地方の合意を得られたなかで改革をしてもらいたい。ここが大事なんです。そのなかにこの教育制度の改革は当然入っていますし、教育制度の改革と生活保護負担金等の個別の改革。これもその協議の場に入っている。それがまだ結論が出ていないで、この秋まで延ばされているということを中心に問題としてあげさせてもらってあるわけです。心配の向きはこの協議の場で協議していただけるかなというふうに私は理解をしております。

中俣 誠君 地方公共六団体も一応まとめたということになっているけれども、市長会なんかもみんなから聞いたんじゃない、多数決とったんじゃないとかというような噂も報道されているわけです。噂なのか本当なのか、私の見ている限りそう理解しているんですが。そういうことではなくて、前段のものと今回のこの2番と、どうお考えでしょうかというので、私に教えてもらいたいということなんです。

井上智明君 単純に私の政治信条でありまして、意見書提出されたところが教職員組合という部分で私は立ちませんでした。ただそれだけのことであります。

中沢俊一君 前者の質問で大体わかったんですけれども、これはやっぱり私は矛盾していると思いますよ、はっきり言って。整合性は。地方六団体がこういうことで要求しているわけですから、それは出どころはどこであろうかそれはわかりませんが、同じ趣旨なのであれば、私はどうもしっくりいかない。またこれは私の見解だけれども、実は非常に豊かな

国も私、見てきましたけどもそこでは、義務教育費の負担を、教員の負担をやっていなかった。非常に学力の差があります。そういうところをしっかりとらえたなかで判断してもらいたいというのがありますが、もう1回その辺の整合性の面でひとつ聞かせて下さい。

井上智明君 私の政治信条であります。ほかに他意はありません。

笠原幹夫君 前者のあれにも関連するんですが、この前文のなかにその地方六団体の総意としてというふうに掲げているわけです。これは誰が一連の会議の内容等の報道をみても、必ずしも総意ではないんじゃないかという気がしてならない。したがってそういう点で、この5項目の内容にもいろいろな問題がありますが、特にこれが総意だというふうに考えるとまた逆にこのなかに問題がいっぱい出てくるわけだし。そういう意味でこの地方六団体の総意という点では提出者は、本当にこれは総意だというふうに認めるわけですか。もう1回ひとつ答えて、終わりにします。

井上智明君 残念ながら私の知る範囲では一応総意というよりは多数決で、六団体の多数でこれを決められたというふうに理解をしております。ただ、個々の場面には立ち会っていませんので、総意であったかどうかということは確認していません。

関 忠良君 私も若干発言をしたいと思っておりますけれども、先ほど義務教育の意見書にもありましたけれども、提出者は政治信条だと、他意はないと言いますが、義務教育の問題に対して、国庫負担を下げないで欲しいという提案に対して反対をしながら、地方六団体のこの改革案の意見書の提出議員になるというのは、政治信条と言っても、自己矛盾ではないかと私は考えますが、見解を求めます。

井上智明君 私はそれこそ矛盾だと思っている。私は正しいと思って判断してここへ出て来ているわけではありますので、一向に矛盾だと考えていません。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。発議第13号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

議 長 反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、発議第14号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

駒形興一君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第14号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、発議第15号 道路特定財源制度に関する決議についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

小倉一朗君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原幹夫君 毎年こういう決議がなされるわけですが、残念ながら実際はこういう決議によってということばかりじゃないでしょうが、国としての大型プロジェクト、そういった道路や橋、こういったものに予算がどうしても回ってしまって、地方の生活関連道路こういったものの整備が遅れている。遅れているということについては今、提出者の意見と同じです、私ども。ところがこういう決議をしても、なかなか予算はそっちに重点的には配分になってこない。今までの例だとずっとそうなんです。

そういう点で私どもは、それをもっとやはり地域の生活道路に重点を置いた予算の編成をしなければ、せっかく全国からそういう決議があがっても、結果はそうならない。だから私どもは今までもずっとこれに反対をしてきたところです。しかし、これがどういうかたちでこういう議会決議というかたちになってくるのかわかりませんが、提出者は、今回は今年こそはひとつ生活道路やそういうのに重点的にこれで回せると、回す方向が出て来るんだというふうに自信をもって提案をするのかどうか、ひとつ改めてお聞かせ願いたい。

小倉一朗君 今ほど笠原議員も今までの経過を踏まえて、この決議がどれほどの意味をもつのか、提出者の気持ちはどうかということでの発言というふうに思います。笠原さんが言われるように、共産党の皆さんはこの特定財源、ある程度5.6兆円くらいになるわけです。

か、生活とか年金の基礎部分に回せというふうなことでの主張をやってこられたのは、私も十分存じています。そしてまた今ほどの質問のように、なかなか都会の大型プロジェクト、そこらに回って、地方の生活関連道路に回らないというジレンマがあるというのも私自身も感じています。

今回のこの決議で自信をもって言えるかということ、ないとは言えるわけありませんが、こういった不断の努力をやっぱり我々が続けていくということが、非常に大事だと思っています。決議することによって、それこそ皆さんが事ある毎にそれぞれの立場でいろいろのところにやるわけですし、また10月にはちょっとイベントもあるわけですので、議会で決議したということであれば、どこへ出て堂々と南魚沼市議会の一員として主張ができるわけです。私も含めて、また皆さんからも決議いただくと同時に、そっちの方でもひとつご活躍をお願いしたい。答弁になったかはわかりませんが、そういうことでよろしく願いいたします。

種村俊夫君　これは請願があってするわけじゃなくて、決議ですので、決議文のなかにぜひ付け加えてもらいたいことがあったものですから。趣旨には賛同でございます。これは特定財源ですので、そのところに使うのがあれですのでいいんですが。実はこのガソリン税につきましては、ガソリン税プラス消費税ということで、ガソリンの単体の値段にガソリン税を付けて、それに消費税を付けて販売しているわけです。その辺の税制改革の件もちょっと入れてもらえれば、私は決議としては非常によかったかなと思います。これは税の二重取り、このガソリン税、ここに関してだけ二重取りなんです。ですからその辺もちょっと税制改正あたりも、入れてもらえればありがたかったかな、と思うんですがそういうあれはどうですか。

小倉一朗君　それこそこの税調やそのなかというか、各団体とかの税調の答申に対するの反論というかのなかに、2007年ある程度オーバーフロー、ちょっと余剰金が出て来ると。そういったなかにあってはそれを一般財源に振り向けるのではなくて、とりあえずいわゆるガソリンとかそこら辺の税金の軽減に与える、使えと。または高速道路の料金の削減に使えと。その後また一般財源化の論議があったり、そこを經由して道路に、目的に沿った使い方ならまあまあその議論ならわかるだろう、というふうな関係団体のそういう要望等々も別のところから出ているようでございます。そういったなかで、今のガソリン税プラス消費税の問題とか、税金の問題はまた一生懸命議論もしているようでございますので、これを直して再提出もできようかと思いますが、今回はこの決議案ということで、ひとつご採択をお願いしたいと思います。

議　長　ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。発議第15号 道路特定財源制度に関する決議については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

議 長 反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって発議第15号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、発議第16号 南魚沼市非核平和宣言に関する決議についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。事務局長。

事務局長 (朗読を行う。)

議 長 本案について提出者の説明を求めます。

片桐貞夫君 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。発議第16号 南魚沼市非核平和宣言に関する決議については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第16号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、発議17号 議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。会議規則第159条の規定により、お手元にお配りしました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定をしました。

議 長 日程第17 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。議会運営委員長より議会運営について、三常任委員長より所管事務調査について、会議規則第104条の規定によってお手元に配布のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議 長 市長から発言を求められているので、これを許します。

市 長 お疲れのところ、大変申しわけございませんが、初日に所信表明のなかで、地域間調整について文言は全て大体解決したというようなことを書いておきましたが、未だ調整中だというふうにご報告を申し上げます。今日、助役と農林課長が上越市にまいりまして、そこでようやく最終的な面積が達成をできたという、先ほど連絡がありました。この原因はやはり北魚沼地域、小千谷も含めてですけれども、被災地の皆さんのところから相当数が、当初は予定をされたわけですけれども、雪消えと同時にやはり農家の皆さん方がどうかたちであっても作付けをしたいという意向が非常に強くて、田んぼそのものが被災したところは別でありますけれども、畦畔の崩壊とかあるいは水路が崩壊したとかという部分については、上流から塩ビ管で水を引っ張ってきたとか、そういうかたちで相当作付けが行われたようであります。実質110ヘクタール、私どものところは、これを見越して見切り発車で作付けをしたわけですが、70ちょっとまでしか確認ができなかったわけであります。議会の初日には、そこでそれぞれいろいろ北陸農政局長との協議もありまして、上越市の方でそういう部分があると。そこで今日お伺いをして、先ほど40ヘクタール分だと思っておりますけれども、調整ができたということでもありますので、一応ご報告を申し上げておきます。いろいろご面倒をかけてありがとうございました。よろしくまたお願いいたします。

議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成17年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午後3時38分)